

第3期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、第3期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務（以下「本業務」という。）の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 本業務の概要

(1) 業務名

第3期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

(2) 業務内容

第3期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託料上限額

4,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の(1)～(5)に掲げる要件をすべて満たす者であること。共同企業体による参加を希望する場合は、構成員のすべてが次の(1)から(3)に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社

会的に非難される関係を有している者

- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している
- (4) 同種または類似業務の実績を有していること。
- (5) 仕様書の内容及び現地の状況を十分に理解したうえで、本プロポーザルに参加できること。

4. 質問に関する事項

(1) 質問方法

参加表明及び提案書に関して不明な点がある場合は、「質問書（様式第4号）」に質問事項を記載し、本要領13「担当課」宛にファックスにより提出すること。

電話及び来庁による口頭での質問は一切受け付けない。

なお、質問の内容で、「評価及び審査に関わる質問」及び「提案内容に関わる質問」については一切受け付けない。

(2) 回答について

質問と回答は、随時、町ホームページ上で公開する。

なお、回答は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(3) 質問の受付期間

令和6年9月11日（水）午後5時まで

※ 最終回答は令和6年9月12日（木）午後5時までにを行う。

5. 参加表明及び企画提案に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領3「参加資格」を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

なお、提出期限等については、本要領12「スケジュール」を参照のこと。

(1) 参加表明について

① 参加表明書（様式第1号） 1部

② 会社概要書（様式第2号） 13部

様式に示す会社概要を記載すること（パンフレット等の添付も可）

③ 業務実績書（様式第3号） 13部

④ 事業者（法人）の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し 1部
グループで参加するものは代表企業のみ提出とする。

⑤ 提出期限

令和6年9月17日（火）午後5時まで

⑥ 提出方法

提出書類を本要領13「担当課」に持参又は郵送（提出期限に必着）にて提出すること。

※ 受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 企画提案書について

①企画提案書

全てA4判の任意様式とする（必要に応じてA3版の綴じ込みも可）。ページ数の制限はしないが、提案内容を簡潔に分かりやすくまとめ、過剰な資料添付は控えること。

また、企画提案書には以下の事項を記載すること。

(ア)業務の実施体制及び業務工程表

本業務の実施にあたっての責任者、技術者の人員配置等の業務実施体制、本業務を担当する者の経歴・経験年数・関連計画の策定実績、担当者が現在請負っている他の業務の状況等について記載すること。

本業務における工程を表で示し、町と貴社の作業分担についても明記すること。

(イ)業務にあたっての基本方針

本町の現状、市町村を取り巻く状況や社会情勢、国や県の総合戦略方針等を踏まえ、総合戦略策定にあたっての課題、貴社が重視するポイント、特徴、方針等の基本的な考え方について記載すること。

特に本町では、総合計画が令和4年度をもって廃止されており、本総合戦略が総合計画を代替するものとなる様、配慮すること。

(ウ)総合戦略策定支援業務の内容

仕様書の業務内容に基づき、各業務における手法、内容、創意工夫等を具体的に提案するとともに、貴社の専門的な見地から本町の他の推進施策との連携を図る独自提案や「地方創生」に効果的と思われる施策の案の具体例を示すなどして、貴社が提案する計画の特徴や他の事業者と比べての優位点などについて記載すること。

なお、仕様書に記載が無い事項についても、本業務実施にあたり本町にとって必要又は有益な提案があれば記載すること。

② 見積書：1部

本業務に係る全ての経費の見積額を提出すること。

見積書の様式は任意とするが、必ず仕様書7「業務内容一覧」に記載する業務ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。この際、見積書の税抜価格が本要領2(4)「委託料上限額」の範囲内となるよう提出することとし、それを上回る金額で見積書を提出した参加事業者は失格とする。

③ 提出期限

令和6年9月26日（木）午後5時まで

④ 提出方法

提出書類を本要領13「担当課」に持参又は郵送（提出期限に必着）にて提出すること。

※ 持参の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

6. 提案書の提出者の選定について

参加表明書を提出した者のうち、5者程度を企画提案書の提出者として選定する。なお、参加表明書の提出者が多数の場合は、本要領7「委託者の選定方法について」(1)の選定委員会により、本要領5「参加表明及び企画提案に関する事項」(1)の書類審査を行い、5者程度を選定する。

また、選定結果は、令和6年9月19日(木)に、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにてその旨を連絡することとする。

7. 委託者の選定方法について

(1) 選定者

委託候補者(以下、「候補者」という。)の選定は、吉富町職員で構成する「選定委員会」において行う。

(2) 選定方法

参加事業者から提出された提案書等について、書類審査とプレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価・採点し、本業務の実施に当たり最適な提案をした事業者を候補者として1者選定する。

なお、プレゼンテーションにおける説明および質疑応答については、本業務を受託した場合に担当者となる者が主として行うこと。

(3) 提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、参加事業者に対して別途通知する。

なお、プレゼンテーション当日は、Web 会議方式(会議ツール ZOOMを使用)でのプレゼンテーション及び質疑応答の内容を個々に審査するため、要点をまとめたパワーポイント資料等を画面共有しながらの説明を認めるが、企画提案書の内容の変更及び追加は認めない。時間は予定で30分(質疑応答10分含む)とする。

(4) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知書面により通知する。

※ 本要領6「提案書の提出者の選定について」及び7「委託者の選定方法について」に関して、選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

8. 企画提案評価基準(概要)

項番	評価項目	評価基準	配点
1	会社概要、業務実績	会社の事業状況、技術力、組織体制、同種・類似業務の受注実績など	5点
2	業務実施体制	管理者技術者等及びスタッフの人員配置(経	15点

		験年数、同種業務の履行実績)、業務工程	
3	基本方針	本業務に向けた基本的な考え方	10点
4	業務内容、提案	現状分析の手法、総合戦略策定支援の内容、各種会議等運営支援、本業務を充実させる独自の提案、本町に望ましい施策アイデアの提案となっているか 本町の推進中の施策 (SDG s 未来都市、ワンヘルス、こどもまんなか、多世代交流型複合施設) といった計画を加味した提案となっているか 総合計画を策定しておらず本総合戦略が町の指針となる計画になるような提案となっているか	50点
5	見積価格	提案価格に対する評価	10点
6	プレゼンテーション	提案の説明能力、業務への意欲・姿勢 質疑に対する応答、コミュニケーション能力	10点

9. 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領3に定める参加資格を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (3) その他本要領の定め反した場合
- (4) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 持参以外の方法による場合で、参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

11. 契約

契約内容については、候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。契約締結に向けて、候補者と本業務の実施方針及び手法などにつ

いて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

なお、参加事業者が1社であった場合も本プロポーザルは有効とする。

12. スケジュール

実施内容	日付（令和6年度）
質問受付期限	9月11日（水） 午後5時まで
参加表明書提出期限	9月17日（火） 午後5時まで
選定通知日	9月19日（木） メールにて
企画提案書提出期限	9月26日（木） 午後5時まで
プレゼンテーション実施	9月30日（月） 予定
審査結果の通知	10月上旬
契約締結	10月上旬

13. 担当課

吉富町役場 未来まちづくり課

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

電話 0979-24-1122（ダイヤルイン）

FAX 0979-24-3219

HP <https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>